給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成１８年（再ロ）第３０号

岡山県備前市三石2812番地の１
再生債務者　内藤　直幸

１　主文　本件変更再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年６月29日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成21年７月１日
岡山地方裁判所第３民事部

警察共済組合定款の一部変更について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第５条第９項の規定に基づき、警察共済組合定款の一部変更を次のとおり公告する。

平成21年７月13日
警察共済組合理事長　佐藤　英彦

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

別表（第３条関係）千葉県支部の項中「市場町１番２号」を「長洲１丁目９番１号」に改める。

附　則

この変更は、公告の日から施行し、平成21年６月１日から適用する。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十一年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年六月二十九日に終了しております。

また、この合併に伴い、甲はその商号を株式会社タテマツに変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十八日
掲載頁　一四一頁（号外第一二七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十八日
掲載頁　一四〇頁（号外第一二七号）
平成二十一年七月十三日
東京都台東区浅草七丁目三番六号
（甲）株式会社アイティー・タテマツ
代表取締役　立松　進
東京都台東区浅草七丁目三番六号
（乙）株式会社タテマツ
代表取締役　立松　進

独立行政法人国立印刷局公告

独立行政法人国立印刷局の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成21年７月13日
独立行政法人国立印刷局
理事長　南木　通

大野　雅人
独立行政法人国立印刷局理事に任命する
（以上平成21年７月10日）

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十一年六月三十日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日（平成二十一年七月十四日）から平成二十一年九月十八日までにお申し出下さい。

平成二十一年七月十三日
宮崎県宮崎市宮田町一番六号
（甲）社団法人宮崎県物産振興センター
会長　佐多　芳大
宮崎県宮崎市宮田町十三番十六号
（乙）社団法人宮崎県産業貿易振興協会
会長　中島　勝美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む一切の事業（但し、消費者金融事業のうち商品名「Ａカード」及び「α倶楽部カード」に係るもの並びに信用保証事業のうち住宅ローンに係るものを除く。）を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十二年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十一年六月二十六日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書を提出済
平成二十一年七月十三日
大阪府吹田市豊津町九番一号
（甲）株式会社アプラスパーソナルローン
代表取締役　常峰　仁
大阪市中央区南船場一丁目一七番二六号
（乙）株式会社アプラス
代表取締役　常峰　仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書を提出済
平成二十一年七月十三日
大阪市中央区南船場一丁目一七番二六号
（甲）株式会社アプラスクレジット
代表取締役　常峰　仁
大阪市中央区南船場一丁目一七番二六号
（乙）株式会社アプラス
代表取締役　常峰　仁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む消費者金融事業のうち商品名「Ａカード」及び「α倶楽部カード」に係る事業を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十二年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十一年六月二十六日に終了しており、乙は会社法第七百八十四条第三項に基づき株主総会の承認を経ずにこの会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書を提出済
平成二十一年七月十三日
大阪府吹田市豊津町九番一号
（甲）株式会社アプラスパーソナルローン
代表取締役　常峰　仁
大阪市中央区南船場一丁目一七番二六号
（乙）株式会社アプラス
代表取締役　常峰　仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書を提出済
平成二十一年七月十三日
東京都中央区築地五丁目二番１号
合資会社すし処おかめ
代表社員　齋藤智恵子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十一年七月十三日
北海道札幌市白石区北郷七条三丁目一三番一四号
有限会社テイルフォーム
代表取締役　尾形　敦哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当会社は計算書類の公告義務はありません。

平成二十一年七月十三日
愛知県西春日井郡春日町大字落合字宮重町一五九
有限会社楓商会
取締役　山田　憲司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百万円減少し、百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年八月十四日であり、株主総会の決議は、平成二十一年七月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月八日
掲載頁　九十六頁（号外第一四四号）
平成二十一年七月十三日
兵庫県伊丹市東有岡五丁目二〇番地
ワールドフーズ株式会社
代表取締役　堀　雄二郎